

第70回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年4月24日(月) 午後1時23分から午後3時15分

開催場所 姫路市役所 10階 第2会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田麿仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席	○	
14	宮下裕光	出席	○	
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 令和5年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 畑地転換届について
報告第6号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第7号 県許可案件の許可状況について
報告第8号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和5年4月24日 午後1時23分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第70回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員18名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を岡本委員と宮下委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が3件提出されております。
1番です。

船津町の田628㎡につきまして、香寺町中仁野の[]より「昭和39年時点で宅地となっており、現在は空き地となっている」との申請です。

2番です。

四郷町坂元の畑2筆計412㎡につきまして、大阪府枚方市の[]より「平成11年以前より、宅地、雑種地として利用している」との申請です。

3番です。

四郷町坂元の畑102㎡につきまして、四郷町上鈴の[]より「平成11年以前より、原野として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第3号（P2～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、17件の申請が提出されております。なお、4月1日から下限面積要件が廃止されておりますので、ご留意ください。

いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、10番が農地所有適格議人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

船津町の田1, 418㎡につきまして、西中島の[]が、東京都豊島区の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は1, 418㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番です。

船津町の田2筆計1, 268㎡につきまして、城北新町一丁目の[]が、東京都豊島区の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は1, 268㎡になる予定です。

なっております。

14番です。

船津町の田768㎡につきまして、船津町の [] が、船津町の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は8,183㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

飾東町唐端新の田842㎡につきまして、飾東町唐畑新の [] が、飾東町夕陽ヶ丘の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は5,820㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

豊富町豊富の田、畑2筆計617㎡につきまして、豊富町豊富の [] が、神戸市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は1,329㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

17番です。

豊富町神谷の田、畑4筆計4,105㎡につきまして、豊富町神谷の [] が、滋賀県近江八幡市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は7,743㎡になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜、果樹」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にない様ですので、それでは、まず事情聴取についてですが、1番2番3番の3件については、地区協議会の意見もありましたので、事情聴取を行う、ということよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、5月2日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

松尾委員

3番の案件ですが、私は農区長も務めているのですが、この申請に関して本人が多忙ということで行政書士からは説明を受けたのですが、本人とはまだ会うことができないでいます。本人の本当の気持ちを知りたいし、佐良和の農地、水利関係の説明、確認もしたいので、私は当番ではないのですが、同席させていただきたい。

議 長

わかりました。事務局、問題はないですね。

事 務 局

ありません。

大塚委員

事情聴取は、本人が来ないといけないという取り決めはありますか。下限面積の廃止で農業経験のない人が農地を取得しやすくなり、例え100㎡であっても、農区長が本人に説明する手順を作りましたが、農業委員会としても、代理人

ではなく、本人の営農意欲の確認は必要だろうと思うのですが。

松尾委員

代理の行政書士には伝えたけれども本人には伝わっていなかったりするようでは困るし、やはり本人が耕作するのであれば地元農区へのあいさつも本人がするのが自然だと思います。きちんと本人の意欲を確認していないと、まわりに迷惑を及ぼさないか心配な思いもあります。やはり、本人の意欲を直接確認したい。

福永委員

北東部地区では、新規農家の事情聴取をどうするか議論において、事情聴取ではせめて本人が来てもらいたいとの意見が出ていました。

議長

農業委員としても、本人に事情聴取ができなければ、その真意がくずれてしまいます。そこで、皆さんの同意がいただければ、事情聴取については本人に出席をいただくことを、申し合わせ事項として取り扱っていいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚委員

私の地元農区では、今回の改選で、高齢化による交代もあり若く農業のことがよくわからない方が農区長を務めることになりました。これも時代の流れでやむを得ないこともあります。せめて農業委員会では新規農家の本人に対し地域の取り決めや慣例に従うようにしっかりと説明を行いたいと思います。

事務局

本人がどうしても当日都合がつかない場合もあるかと思いますが。農地法第3条許可において、世帯員等とは住居及び生計を一にする親族並びに耕作に従事する二親等内の親族で要件を満たせばよいこととなっています。本人が都合がつかない場合は耕作に従事する二親等内の親族であれば認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

では、本人の出席を原則として、やむを得なければ二親等内の親族でも可とする、ということで申し合わせ事項として決定したいと思いますが、それによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定として、申し合わせ事項に追加することとします。
ほかに、なにかございますか。

田原委員

3番の案件で、作付作物は牧草となっていますが、どのような作物でしょうか。

事務局

夢前で牧草を作付けされて、飼料として利用されている例を聞いたことがあります。

宮下委員

私のところで、水利の便の悪いところで、今は飼料が高騰していますので、飼料用の牧草を考えたいとの話を聞いています。

飯塚委員

牧草にも品種がいろいろあって、多年草で種を蒔いておけば何年か収穫できるようなものもありますし、国としても水田活用の補助金対象として飼料用作物というのがあります。

大塚委員

国の補助金の場合、牧草は買い手との契約が必要です。ただ牧草を作っていますが対象にはならない。もっとも、この方の場合自身は所有する馬のための飼料用との申請ですが、いずれにしても、事情聴取の際に聞き取りをしたい。

青田委員 10番の案件ですが、通常[]は利用権設定を利用されると思うのですが、今回3条で手続きをされるのには何か理由があるのでしょうか。

田中委員 ここは、これまで個人で作られてきたところなので、おそらく個人的にお願いすることになって、時期的に利用権設定手続きに間に合わず、この件については3条申請となったものと思われま

議長 その他、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 ご質問もない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本件許可相当といたします。それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P-5)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。1番2番が調整区域の案件、3番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

広畑区西蒲田の田457㎡につきまして、明石市の[]より「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である姫路西インターから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[]への貸露天駐車場として造成する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、仲介業者による資金の立替払、現況は「田」となっております。

2番です。

町田の田5筆計2,991㎡につきまして、実法寺の[]より「貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、申請人が代表取締役を務める[]が、鉄板等の資材を置くための露天資材置場として造成し、利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路法第32条許可、河川法第55条許可、特定事業許可申請等が申請済み、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

3番です。

安富町名坂の畑730㎡につきまして、安富町名坂の[]より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未滿の「第2種農地」に該当すると考えております。「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、5条許可申請の番号3の農地と一体利用となっております。「事業内容」につきましては、隣接農地と一体利用で、太陽光パネル288枚、パワコン9台、[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済み、現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未滿の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

調整区域の船津町の田1,605㎡のうち50.4㎡につきまして、船津町の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未滿の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、土間コンクリート範囲面積50.40㎡の農業用倉庫を1棟設置する計画となっております。現況は「田」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

まずは、2番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの福永委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

福永委員

2番の案件につきまして、申請地は菅生川の川そばになります。周囲とはコンクリートの水路などで区切られており、何の問題もないものと思われました。1枚だけ残る田に対してはU字溝を入れて水路を確保することの問題はないものと思われます。

議長

はい、報告、ありがとうございます。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号(P6~P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、13件の申請が提出されております。

3番から10番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

西脇の田6筆、土地改良事業の換地後2,996.54㎡につきまして、
が、西脇の太市西部土地改良区より「賃借権で借り受けて、選果場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地の「農業用施設用地」へと用途区分変更されており、苺の選果場が農業用施設に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、太市西部地区の土地改良事業完了後に、北部エリアで
が苺を生産し、その苺を収穫した後の農産物集出荷施設である選果場を建設する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、県知事が承認する産地生産基盤パワーアップ事業(生産技術高度化施設における苺の促成栽培)による国庫補助金となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、開発行為許可にかかる事前協議申請済み、道路法24条許可申請済みとなっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

2番です。

林田町下伊勢の畑2筆計386㎡につきまして、林田町下伊勢の
が、林田町下伊勢の
より「譲り受けて、貸露天資材置場、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、譲受人が経営する
が資材を置くための露天資材置場及びトラック等の社用車を駐車するための露天駐車場として造成し、利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

3番です。

安富町名坂の畑587㎡につきまして、安富町名坂の
が、安富町名坂の
より「賃借権で借り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接農地と一体利用で、太陽光パネル288枚、パワコン9台、
の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済み、現況は「畑」となっております。

4番です。

夢前町野畑の畑236㎡につきまして、夢前町苧野の
が、夢前町苧野の
より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、家族等の車を駐車するための露天駐車場4台分にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となってお

ります。

5番から10番と13番です。

広島市の[]が、夢前町新庄、夢前町前之庄、夢前町筋野、豊富町豊富の田畑11筆それぞれ966㎡から3,010㎡につきまして、夢前町新庄の[]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、7番が公共施設である夢前スマートインターチェンジから至近距離の「第3種農地」、13番が公共施設である北出張所から近距離の「第2種農地」、それ以外は住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも、[]の小規模太陽光施設となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、開発行為の事前申請済、景観法届出済、現況はいずれも「田」又は「畑」となっております。

11番です。

御国野町深志野の田4筆計3,384㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、手狭になってきた資材置場を拡張する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

12番です。

飾東町唐端新の田509㎡につきまして、大津区天神町の[]が、飾東町唐端新の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、事業拡大に伴い必要となる露天資材置場に作る計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

それでは、1番と11番について、福永委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

福永委員

1番につきましては、現在ほ場整備を進めているところです。その理事長は知り合いなのですが、後世に悔いを残さないようにすると意気込んでおりました。非常に慎重な男で、20年先を見据えてこのような業者を呼んできて、イチゴの選果場にするということになれば、農家も安心できるのではないかと思います。周囲への影響も考えられませんし、隣接及び農区水利の同意も得ておりますし、許可相当と判断させていただきました。

11番につきましては、これまでも何度も出てきております[]ですが、だんだん取扱量が増えているということで、隣接農地について取得し拡張したいということですが、農地につきましては湿田で草が生えている状況で、農地としての利用は困難と判断され、露天資材置場として利用されるのが無難であろうかなと思い、許可相当と判断させていただきました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

橋本委員

5番から10番について報告します。いずれも中国道から北側で、集落の端や墓地のところばかりで、9番10番は周囲がすでに太陽光となっており、保全管理や耕作されていないところばかりです。

議長

報告、ありがとうございます。
ところで、太陽光発電への転用について最近思うところありまして、たとえば10番は転用面積が3,000㎡を超えているわけですが、それでも出力は■■■■、パネル192枚となっています。これは、他の案件と比較して農地の効率的な利用という観点からどうなのかなという疑念が生まれています。例えば、但馬の方では、開発面積に比べてキロワット数やパネル枚数などから転用の必要性の観点から転用を認めない、という姿勢を示した案件も聞いたことがあります。そういったことも含めまして、今後の課題として、ある程度土地の有効利用という観点からも、事業者には考えていただく必要があるのでは、と思っています。

大塚委員

太陽光発電について、転用面積が900㎡から3,000㎡に対し、パネル枚数は144枚から192枚の開きがある一方、出力はいずれも■■■■と一緒なのは、なにかあるのかな。

宮下委員

私のところに来た業者にもっと効率よくできるのではと聞いてみたことがあったが、■■■■以上になるといろいろ管理上の規制が厳しくなるというような話だった。

議長

農地を転用するからには、有効に使ってもらいたい。この問題については、国なり県なりで基本方針を決めガイドラインを示してもらえないかとも思います。県の農業会議の折にでも問題提議できればと思っています。
ほかに、なにか、ございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、採決したいと思います。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9～P20)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められています。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業

委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。今回は定例の5月15日公告対象分です。

別紙の7件7筆が急遽追加となっています。全体の合計は別紙参考資料をご覧ください。

この度の農用地利用集積計画は、総計として、新規の設定が「80件、146筆、211,516㎡」、再設定の設定が「97件、144筆、194,971㎡」、合計「177件、290筆、406,487㎡」の計画となっております。

なお、26番が[]の案件、68番から72番が[]の案件、128番から142番が[]の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の使用貸借権の設定が「78件、144筆、207,234㎡」、再設定の貸借権の設定が「5件、7筆、9,613㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「73件、109筆、146,924㎡」合計「156件、260筆、363,771㎡」の計画となっております。北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

議長 【[]関係の案件】
それでは、[]、ご退室をお願いします。

【[] 退室】

事務局 それでは、26番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「1件、1筆、2,262㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【[] 入室】

議長 []の案件は承認となりましたので報告します。

議 長 【██████関係の案件】
それでは、██████、ご退室をお願いします。

【██████ 退室】

事務局 それでは、68番から72番についてご説明いたします。
再設定の使用貸借権の設定が「5件、8筆、8,919㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【██████ 入室】

議 長 ████████の案件は承認となりましたので報告します。

議 長 【██████関係の案件】
それでは、██████、ご退室をお願いします。

【██████ 退室】

事務局 それでは、128番から142番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「1件、1筆、2,020㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「14件、20筆、29,515㎡」、合計「15件、21筆、31,535㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【██████ 入室】

議 長 ████████の案件は承認となりましたので報告します。
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P21)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

議案第6号と同じく、農用地利用集積計画ですが、こちらは解除条件付き貸借により農業経営を行う法人による権利設定についてのものとなります。農業を営む法人ではありますが、農地所有適格法人の要件は満たしていない法人については、農地の所有はできませんが、権利設定後に農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件を付すことによって、農地の貸借が可能となっております。

総計は、資料に集計誤りがありましたので、別紙参考資料をご覧ください。

この度は、新規の使用貸借権が「1件、1筆、2,037㎡」、再設定の使用貸借権が「1件、1筆、908㎡」、合計「2件、2筆、2,945㎡」で、5月15日に権利を設定する計画となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第7号「令和5年度農業者年金加入推進活動計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P22～P23)を説明する。

〔令和5年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

農業委員会は、農業者年金基金から委託され、農業者年金に関する諸手続きや年金の加入推進を行っています。今回上程させていただいた議案は、この加入推進活動を実施するための計画でございます。その内容について説明させていただきます。

まず、今年度の加入目標ですが、農業会議の割り当てであります1名としたいと考えています。特に20歳から39歳までの若手農業者で、政策支援を受けられる可能性のある認定農業者、認定新規就農者及び基幹的農業従事者及び女性に対して重点的に加入を呼びかけていきたいと考えております。なお、昨年度実績は1名でした。対象人数は農政総務課等からの情報提供に基づき作成した加入推進名簿記載の20歳から39歳までの若手農業者11名、うち女性2名を想定しています。この11名について、地区別に3つの班に分けさせていただき、加入推進部長、事務局職員および地元の委員さんとの3名で戸別訪問を実施したいと考えています。加入推進部長等をどなたにお願いするかについては委員改選後に相談させていただければと考えています。実施時期は1月から2月の間を予定しています。

その他の推進活動としましては、若手農業者の集まる会議等がありましたら、随時説明させていただきます。また、広報普及活動の実施計画としまして、農業委員会だよりに加入推進記事を掲載することと、農林漁業祭の来場者にチラシを配布することとしています。そのほか事務局窓口ではパンフレット

を設置し、随時相談を受け付けることとします。

以上、若手農業者をメインで加入推進を行うように計画しましたが、対象者は60歳未満の農業者ですので、年齢にとらわれることなく、機会がありましたら積極的に呼びかけを行っていきたいと考えています。個別に事情がありますから、加入まで至るかはわかりませんが、この年金は若い方ほど国庫補助などで優遇されるものですので、若手農業者がそういったことを知らずこの優遇を得られるチャンスを逃したという事態が発生しないように努めたいと考えています。

説明は以上です。これらの加入推進計画の可否につきましてご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P24)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、2月にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、4月5日に実施していただきました。当日は、本人と両親の計3名が来庁され、担当委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの小林委員から発表をお願いします。

小林委員

当日は、本人とその両親の3名が来所され、事情を聴きました。中国の方ですが、中国の方でも農業をやっておったと。日本に来られて、お父さんは尼崎で事業をされているのだけれど、日本でも農業をしたいということで、この度取得することになりました。農業をする意欲につきましては、本人も、お父さん、お母さんも、しっかりと言われました。私も2日ほど前に現地を見に行きました。ちょうどトラクタで耕されていて、マルチをひいていて、野菜を植えるのだと言っておられました。

議長

ありがとうございました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P25～P26)を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、3月10日から4月6日の間に受け付けたもの、14件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告

いたします。

議 長

有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P27～P31）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、3月10日から4月6日の間に受け付けたもの26件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。
6番は平成30年に5条受理済、8番は平成9年に4条受理済となっていますが、これは再提出ということですね。

事 務 局

はい。6番については、前回の5条受理後所有権移転がなされましたが、転用事業はなされず現況は田のまま、この度新たな受入の方で長屋住宅に転用するというので、今回の譲渡人は前回の譲受人となっています。

議 長

わかりました。
ほかに、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P16～P18）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が8件ございました。利用権に該当するものは8件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは2件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようです。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P34)を説明する。
〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。
市街化区域の北原の田3筆計996㎡につきまして、北原の[]より「周囲が宅地化し、水稻耕作が困難となった為」との届出です。現況は「田」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長

有り難うございます。
なにか、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。それでは、報告第5号について、承認とさせていただきます。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P35)を説明する。
〔転用許可(一時転用)に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

調整区域の林田町中山下の田9筆計7,998㎡について、令和5年3月31日を期限とする畑地への転換工事のための一時転用許可を受けておりました、林田町下伊勢の[]から、事業の完了報告がありました。現況は、畑となっております。なお、先月、現地調査班による現地調査が実施済みであり、今月改めて事務局により、畑地への転換工事が完了されておりますことを確認しております。

以上、転用許可(一時転用)に係る事業の完了1件につきまして、どうぞよろしくご確認をお願いします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長
事務局

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
報告第7号(P35～P36)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、3月において9件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。

次に報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第8号(P37)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、3月の会長決裁分をご報告いたします。

1番の豊富町神谷において露地、施設野菜等を作付けしている[]
[]、2番の夢前町において稲作、露地野菜等を作付けしている夢前町
古知之庄の[]につきて、農業の経営拡大及び利益率の向上な
ど、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地
はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」とすると市長に回答
しました。

その結果としまして、どちらも4月1日付けで認定したと姫路市長より通知
がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第8号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時15分終了)

議事録署名委員

(議長)

岸 本 英 夫

(署名委員)

岡 本 富 博

(署名委員)

宮 下 裕 光
